

施設の利用予約受付

施設の利用受付（予約）開始日・・・開始日が休村日の場合は翌日を開始日とする。

利用月	市民等の受付 開始日（3か月前）	一般団体(注1)の受付 開始日（6か月前）	学校団体(注2)の受付 開始日（1年前）
4月 5月 6月	1月10日	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の6か月前	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の1年前
7月 8月 9月	4月1日	※団体は、市民等と同じ受付開始では複数の会場確保を含む催事の立案等が困難なため。 ※愛知県旭高原自然の家利用団体は別途調整する。 ※家族利用が多いGWなどは避けるよう依頼する。	
10月 11月 12月	7月1日		
1月 2月 3月	前年の 10月1日		

【注1】一般団体（市外、県外を含む）の基準

次のすべてを満たす場合に、6か月前から利用受付（予約）可能な一般団体とする。

① 団体であること。

（例）スポーツチーム、大学サークル、こども会、学童の会、愛好会、企業など

②-A 団体が宿泊利用する場合

原則としてファミリーロッジ、バンガロー、テントベース、オートキャンプ広場のうち、1種類以上全ての貸し切りがあること。ただし、下記のトラブル発生の恐れがないと判断される場合を除く

（例）ファミリーロッジ10か所全て貸し切りとする。

※ 団体利用の中に一般家族利用などが入るとトラブル発生の恐れがある（過去の事例から）

※ 1種類以上全ての貸し切りに加えて「つつじ屋敷・松風亭」の利用予約も可とする。

②-B 団体が野外ステージや向上館等を利用してイベントを開催する場合

（例）音楽演奏会、ダンス発表会など

【一般団体の受付とならない例】

利用人数が多いグループであっても、各施設をそれぞれ数カ所利用する場合は、市民等の受付と同様とする。（例：25人で、ファミリーロッジ×2、テントサイト×3、松風亭）

【注2】学校団体（市外、県外を含む）の基準

① 教育機関…こども園/幼稚園など（こども会除く）、小・中学校/高校/特別支援学校/大学（ゼミ含む）

② 公的機関…市/県/警察など、観光協会/青年会議所/商工会など

③ その他…県旭高原自然の家利用団体等、結婚式

※ 結婚式も一般団体と同じ6か月前受付では実施困難と考えられるため学校団体と同様に扱う。

3 その他

(1) 一般団体及び学校団体は、施設利用料金の後払い（後納）を可とする。

(2) 雪の広場（雪そりゲレンデ）の団体利用予約は、一般団体及び学校団体ともに向上館等を含め「利用日」の1年前から可とする。…雪の広場利用は、入場券の購入をもって許可とされるので許可申請は不要、ただし、向上館等は許可申請必要

(3) 上記によっても判断に迷う場合は、その都度調整する。